

第16回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和3年7月21日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

(議題1) 審議会運営規程の改定について

(議題2) 適正な下水道使用料のあり方について③

(議題3) 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②

4 出席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 (会長)	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 (副会長)	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所
	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、
上下水道部長 荻野恭浩、上下水道部次長（総務課長） 樋田宣行、
経営管理課長 小林也寸志、サービス課長 岡本秀樹、
下水施設課長 太田貴司、下水工事課長 富永道彦、
経営管理課副課長 松谷朋征、サービス課副課長 栗本勝明、
総務課副課長 金原和美、

経営管理課経営2係係長 神尾清達、総務課総務係係長 飛田晃宏、
経営管理課主査 鈴木将也

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち全員が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者3名)

8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、笹部 耕司 委員を指名した。

9 議事の要旨

(議題1) 審議会運営規程の改定について

資料2に基づき、運営規程の改定案について事務局が説明し、全会一致で承認された。

令和3年7月21日付けで施行

(議題2) 適正な下水道使用料のあり方について③

資料3及び別紙1に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(B委員)

別紙1の最後にある、「価値観や考え方の差異に対する相互理解を深め、「持続的に下水道サービスを受けるには、使用料の引き上げや体系の変更もやむを得ない」と感じていただけるような環境の醸成に努められたい。」の箇所について、どのような方向性で考えているのかわかる範囲で教えてください。

(事務局)

企業会計の運営にあたっては適正な事務を行っていますが、その内容を市民の皆様にはわかりやすく説明しているかという視点に立つと、不十分ではないかという懸念を持っています。今後の想定としましては、ホームページの充実、市民参加によるモニター制度の運用などの方法で情報発信していくことを考えています。

それと、水道では資産維持費を総括原価に算入する考えは以前からも示されていましたが、下水道では平成29年にこうした考え方が示されました。今回はこの考え方を取り入れた方向性で作成した資料を審議会の皆様にご提示させていただいておりますが、市民の方にもわかりやすく、見える化を図った資料を提供させ

ていただき、提言の方向性を提示したうえで意見を伺っていきたいと考えています。

(I 委員)

資料の4ページの資産維持費について、現在算定した6億円では足りないかもしれないというお話があったが、その根拠は何でしょうか。

(事務局)

膨大な下水道施設の資産を長期間にわたって維持していくには、いくら費用の投下が必要かといった研究を進めていますが、50年、100年先の見通しとするには、積み上げが精緻にできていない状況にあります。研究が進んでいく中で、今回の試算よりも不足している費用があり、見通しが甘いのではないかといったことが少しずつ見えてきている状況にあります。今後、研究の精度が上がってきた場合、費用が不足する可能性もあるものと推定しています。

(議長)

資産維持費の算定方法については、日本下水道協会が示した標準的な方法であると思います。あとは、各事業体の特性や要因に応じて個別に算出する必要があると思いますが、その研究の結果として費用が増えることがあるということですね。

(事務局)

はい。

(J 委員)

市民感情的な感覚でお話しさせていただくと、新型コロナウイルス感染症の影響で職を失った人もいれば、お店がやっつけられない人もいます。私の職場にも、職を失ったので雇ってほしいという人もいます。今回の改定に関して、新型コロナウイルス感染症の影響だけで値上げをしないという理由でも個人的には十分だと考えています。

(議長)

先ほどの資産維持費に算定に関して、見通しの精度が足りていないという話がありましたが、今後の計画見直し等の方針はありますか。

(事務局)

今後のストックマネジメント計画、更新計画の精度を上げていく方法として、下水道の管渠だけで1,800kmほどあり、全体像が見通せていないのが現状ですが、今後も地道な点検作業を進め、不良個所の割合など必要な情報を整理し、将来の必要量を追求していきます。何年か繰り返していく中で現在よりも精度の高い見積もりが可能になっていくと考えています。

(議長)

それでは、別紙1の内容で皆様の意見が集約されていると理解しますので、会

長と事務局で答申書の案を作成しまして、次回8月の審議会でその内容をご確認いただき、答申書を完成させたいと思います。よろしくお願ひします。

(議題2) 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②前半

資料4に基づき、9ページまでの内容について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(D委員)

平成11年以降に小美地区生平地区以外のその他の地区の使用料を決めているとのことだが、その際に小美地区だけ使用料が違うことについて議論した記録などありませんか。

(事務局)

当時の議会の議事録や審議会のような話し合いの場での議事録を確認しましたが、平成7年の小美地区の使用料を設定した翌年の平成8年に生平地区の使用料設定をしていますが、その時に横並びにすることが望ましい等の意見をいただいていたが、それ以降で小美地区とその他の地区との使用料について議論している記録は見つかりませんでした。

(D委員)

平成11年に同一事業同一使用料の考えに変わった際に、小美地区の使用料を変えなかった理由を教えてください。

(事務局)

本来、振り返りをすべきであったと考えますが、新たな地区の設定が優先であり、決定済のことには触れなかったと理解しております。

(B委員)

地区ごとの経費の違いを示したデータはありますか。

また、小美地区を世帯単価1,600円・人員単価440円に設定した根拠を教えてください。

(事務局)

現在、特別会計で財務管理を行っていますが、経費の全てを地区ごとで管理していないため、お示しできるデータはありません。

資料は残っていませんが、当時から経費の全額を使用料で回収するという設定ではなく、一般会計からの繰り入れがある前提であったと思われます。

(B委員)

生平地区を小美地区と違う使用料設定にした理由を教えてください。

(事務局)

生平地区は、小美地区とほぼ同じ人口であるものの集落が点在していることか

ら官路延長が長く、地区を流れる男川によりマンホールポンプが多くあるため、維持管理費が必要となるという考えで設定しました。その後、同一事業同一使用料の考えに変わりました。

(G委員)

小美地区を引き上げた場合の200万円の増額や、他9地区を引き下げた場合の2,400万円の減額は、4年間の不足額である550万円に直接影響を及ぼすものでしょうか。

(事務局)

引き上げた場合、抑制の目標額を下げる効果がありますが、それに案ずることなく、抑制できるものはしっかりと節減に努めます。

(議長)

それでは、事務局案として示されました「①使用料水準について」、「②使用料単価の統一について」を、個別に意見を伺います。

(A委員)

①、②ともに賛成だが、使用料を統一することに関しては市民が納得できるような説明が必要だと思います。

(B委員)

①、②ともに賛成だが、しっかりと説明できるような資料が必要だと思います。

(C委員)

質問ですが、経費削減の方法として下水道事業との一括発注により対応することでしたが、処理施設の修繕工事は一括発注が難しいのではないのでしょうか。また、維持管理の委託や管渠等清掃委託については、委託しない分職員で対応することになり、人件費が増えるため経費削減効果があまりないと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

1年あたり140万円の削減が必要となりますが、施設等維持管理委託料や管渠清掃委託料、修繕工事についても事業規模の大きな下水道事業との一括発注により費用削減が可能であると考えております。

(D委員)

①については、経費が削減できるのであれば賛成です。②については、なぜこのタイミングになったのかも含めて説明が必要だと思います。

(E委員)

①②ともに賛成だが、納得できるような説明が必要だと思います。

(J委員)

①については、経費が削減できるように努力していくことは必要だと思います。②については、現状が不公平であるということになるかと思うので、しっかり説明

をしたうえで使用料を統一した方が良いと思います。

(I委員)

①については、問題ありません。②については、値上げとなる地区に説明が必要だと思います。

(H委員)

①については、下水道事業に携わっているわけではないので、経費が削減できるのかは分からないが、経費削減が可能であれば良いと思います。②については、実際に使用されている農家の方の意見も確認して納得いただけるようにすると良いと思います。

(G委員)

①については、賛成。②については、値上げとなるのでしっかり納得いただけるような説明が必要だと思います。

(議題2) 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②後半

資料4に基づき、10ページ以降の内容について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(B委員)

汚水の使用量については水道メーターで計測しているのでしょうか。

(事務局)

水道メーターで計測した水量を基に使用料を計算しています。排水量を計測して使用料を計算する方が正確ではありますが、固形物が混ざっている下水の量を正確に計測できるメーターが開発されておられません。もしメーターが開発されたとしてもメーターの設置費用や検針費用がかかります。全国的にみても従量制を採用している自治体では、水道メーターで計測した水量を基にしております。

(G委員)

資料の10ページに記載されているような水道水の利用方法の違いについては、市街地であれば比較的問題にはならないと思うが、農業集落排水のエリアではかなり差が出てくるかと思われませんが、具体的なデータはありますか。

(事務局)

実際に農業集落排水事業の処理地区で調査したことはありません。こうなるであろうと想定される範囲でご説明させていただきました。

事務局としては、当初、この審議会で農業集落排水事業の使用料体系についてもご審議いただこうと思っておりました。

農業集落排水事業を下水道事業と同じ企業会計化することになるため、農業集落排水の使用料体系についてどうあるべきかを局内で検討しました。その際に、事

業で使用されているケースなどで現行の定額制から従量制に移行した場合の使用料の負担がかなり大きくなってしまふ事業所等があり、事業者の撤退につながってしまうのではないかと、地元にとっても良くない影響があるのではないかとという意見が出ました。

事務局が想定している以上に影響が大きいのではないかと思います、地元に出向いてご意見を伺って、今後議論していきたいと考えました。

(議長)

これからデータを集めて、それから議論していくということでしょうか。

(事務局)

必要なデータを集めてそれからご議論いただくのが妥当であると考えております。

(B委員)

資料12ページの他市町村の状況を見ると従量制を採用している市町村が多い中で、岡崎市はなぜ定額制を採用しているのでしょうか、背景が分かれば教えてください。

(事務局)

農業集落排水事業と下水道事業の国の所管について、農業集落排水事業は農林水産省であり、下水道事業では国土交通省となっております。市町村の条例の制定あたり、国が条例のひな形を公開しているのですが、国土交通省作成の下水道条例のひな形は従量制を支持しており、農林水産省作成の農業集落排水事業条例のひな形では定額制を支持しております。

このような経緯もあり、本市の農業集落排水条例を制定する際に基本的には定額制を採用したのではないかと思います。

(J委員)

岡崎市の地域性からいうと農業集落排水事業を開始する際、みんなで維持していくものであり、誰がどれだけ使ったからで使用料を決めるものではないという考えで作られたのではないのかと思われませんがいかがでしょうか。

(事務局)

委員が言われたような、みんなで応分の負担をする考え方が農林水産省の所管の事業では多く見受けられます。そういった考え方がベースで作られたと考えられます。

(J委員)

農業集落排水事業全体のことで質問します。令和7年度までは維持管理費の50%と資本費の100%を一般会計から繰り入れるという前提とのことですが、多くの繰入に頼っており、とても不採算な事業であると思います。不採算になる理由や問題があれば教えてください。

(事務局)

下水道事業が行われている市街地と比べ、農業集落排水を行っている地区では人口規模が小さく、汚水処理コストが割高になります。また起伏が激しい場所も多く、マンホールポンプ等の設備がたくさん必要になることや、集落が点在しており、管渠の延長も長くなるなど不経済になる要因がたくさんあります。

そもそも農業集落排水は当初から経済性を重視していない事業であると思われるます。

(J委員)

令和7年まで繰入金が出るということだが、このような不採算事業の農業集落排水事業をずっと続けていくしかないのか。小美地区は平成8年に開始しているため25年ほど経っているが、その間合併浄化槽の性能も上がっていると思います。今後の農業集落排水事業について検討されていることがあれば教えてください。

(事務局)

高度経済成長期からトイレの水洗化を目的として単独浄化槽が急速に普及するとともに洗剤を使用する家庭が増え、河川の水質が悪化しました。農業集落でも同じようなことが見受けられました。農業集落では水田に洗剤が流れてしまい、農業に影響が出てきました。これを何とかしなければいけないということで、採算性が悪くとも農業集落排水事業が必要でした。

委員が言われた合併処理浄化槽についてですが、平成13年に単独処理浄化槽の設置が禁じられ、合併浄化槽が普及していきました。現在では合併処理浄化槽の能力も向上し、低コスト化が進んでいます。平成10年ごろは200万円ほどした合併処理浄化槽も現在では60万円から80万円ほどで導入できるようになりました。

現在では汚水処理が確立されていない地域に汚水処理を導入する場合、経済性を基に処理方式を検討することになっております。人口が集中している地域であれば下水道事業のほうが安く済み、人口が点在している地域では補助金を出しても合併浄化槽のほうが経済的であると言われております。

もし今考え直すのであれば、農業集落排水ではなく合併浄化槽のほうが経済的・効率的である可能性がありますので、今後どのような方式で汚水処理を行っていくべきなのかより広い範囲で皆様と一緒に考えていく必要があると思っております。

(J委員)

農集地区の人口は減少傾向であり、施設を建設してから25年程経過しているところもあり、今後より施設の更新が必要となって使用料を上げる必要が出てきたり、市や企業会計の負担が増えたりしていくと思われまますので、合併処理浄化槽への転換も一つの方法ではないかと思っております。

ただ、その際に下水道と合併処理浄化槽の使用者負担があまりに差が大きいと

いけないので、市からの合併処理浄化槽設置の補助金を増やすなど今後どのようにしていくかを考える時期であると思います。

(事務局)

委員が言われたことは検討していく必要があります。

一方で、農業集落排水処理区域のすぐ近くで市の補助を受けて合併処理浄化槽を設置している方もみえます。いろいろなパターンがある中で補助金についてもどのような方法がより平等であるのか、今後人口も減っていく中で合併処理浄化槽に切り替えていくことも視野に入れて検討してまいります。

(C委員)

合併処理浄化槽については処理能力は年間通して変わらないものでしょうか。

(事務局)

合併処理浄化槽の汚水処理能力については排水の基準がありまして、基準をクリアする必要があります。ただし、合併処理浄化槽は個人管理ですので、管理契約を行っていないケースなど基準が守られない可能性がありますので、行政としては適切に指導している状況です。

(B委員)

合併処理浄化槽について資料等をいただきたいと思います。

(事務局)

承知いたしました。後日お配りいたします。

(議長)

いろいろと説明があり、歴史的な背景等も知ることができましたので、今後議論を進めていくことができるかと思います。皆様の意見も概ね確認できましたので、会長と事務局で答申書の案を作成しまして、次回8月の審議会でその内容をご確認いただき、答申書を完成させたいと思います。よろしく申し上げます。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

11 事務連絡

事務局から、次回、第17回水道事業及び下水道事業審議会の開催日程（令和3年8月25日）を連絡した。

会議資料

【事前送付資料】

次第

資料1 令和3年度審議会日程（案）

- 資料 2 審議会運営規程の改定について
- 資料 3 適正な下水道使用料のあり方について③（下水道使用料の検証）
- 別紙 1 適正な下水道使用料のあり方について（意見まとめ）
- 資料 4 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②（農集使用料の検証）